

(8) 株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期

23～35 共—6の2 発行人から令第84条各号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同条第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

【解説】

本通達は、所得税法施行令第84条各号に掲げる権利を与えられた場合（同条の規定の適用を受けるものに限る。）の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期等について、①権利行使の日とは取得について申込みをした日であること、②申込みをしなかった場合等には課税しないことを明らかにしたもの。

【改正の趣旨等】（省略）